

『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、**指定地域共同活動団体**に対する設立・運営支援等に要する経費について、**地域運営組織**と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- | | |
|--|---|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → <u>特別交付税措置（※）</u> |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について
<u>特別交付税措置（※）</u> |

※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）